

川崎市制102周年記念

市民総合スポーツ柔道大会要項

1. 主催 川崎市・公益財団法人川崎市スポーツ協会
2. 主管 川崎市柔道協会
3. 後援 神奈川県柔道連盟・公益社団法人神奈川県柔道整復師会
川崎市高等学校体育連盟・東京新聞・東京中日スポーツ
4. 日時 令和8年5月5日（祝火） 午前10時00分開会式（午前9時開場）
5. 会場 カルッツかわさき（大体育室）
〒210-0011 川崎区富士見1-1-4
電話044（222）5211
6. 参加資格 令和8年度全日本柔道連盟登録をしている者。
初心者においては少なくとも6ヶ月を経過している者。
申込み締切り日までに、参加申込書の提出が終了していること。
◆個人試合
①川崎市に在住・在勤・在学の者。または川崎市柔道協会登録団体に所属している者。
◆団体試合
①参加する団体は、川崎市柔道協会に団体登録していること。
（選手はその団体に所属している事。）
②市内の中学校及び高等学校
7. 試合方法 個人試合ならびに団体試合の2種とする。
（1）個人試合（トーナメント方式）
①女子の部（申込者数、学年、段等を考慮して男子の部に準じて決める。）
②小学生・中学生学年別（中学生で初段の申込者は中学生の部で出場のこと。）
③無段者の部・有段者の部
（注）①申込者数を考慮して、男女混合、学年合同とする場合がある。
（2）団体試合（トーナメント方式・補欠なし。）
①小学生の部 選手3名 小4・小5・小6年各1名（該当学年がない場合下の学年で可）
②中学生の部 選手3名 学年制限なし、体重の軽い者から先鋒・中堅・大将と配列すること
団体戦申込書にある中3・中2・中1の学年区分は無視してください。
③無段者の部 選手3名（中学生を除く。）
④有段者の部 選手（3段以下）3名（合計6段以内）とする。配列は段順位とする。
（注）①団体戦出場は、種別ごとに2チーム以内とする。
②団体戦有段者の部においては、各大学体育会の柔道部員は出場できない。
③団体試合出場者も個人試合に出場することが出来る。

④申し込み体重と試合前に計測した体重に+10%以上の大幅な誤差があった場合、その選手を失格とする場合がある。

8. 審判規定

国際柔道連盟試合審判規定で行うため別紙記載の審判規定を熟読して下さい。

9. 参加料 個人 1人 1,500円

団体 1チーム 4,000円

※参加料には傷害保険料を含みます

10. 申込方法

(1) 大会参加料について

大会参加料については、以下の口座に **3月28日(土)**までに振り込むこと。

※振込名は、必ず団体名でお振込みお願いします。

※ご入金後の返金は致しません。

*郵便局・ゆうちょ銀行から振り込む場合	*ゆうちょ銀行以外から振り込む場合
銀行名 : ゆうちょ銀行	銀行名 : ゆうちょ銀行
口座番号 : 10280-08838421	支店名 : 028店(ゼ・ニ・ハチ)
加入者名 : 川崎市柔道協会 (加々津 ユウヂョウカイ)	口座 : 普通
	口座番号 : 0883842
	加入者名 : 川崎市柔道協会

(2) 参加申込書類の入手方法

参加申し込みに関わる書類につきましては、川崎市柔道協会のホームページよりファイルをダウンロードして使用してください。

川崎市柔道協会のホームページのアドレス(URL) :

<http://kawasaki-judo.com/>

(3) 参加申込書類の提出について

以下の①～③の申込書を提出すること。参加申込書類の提出は、**電子メールのみの受け付けとなります。**(その他の方法での申込は受け付けません)

★提出書類

①参加申込書(必須)

②個人申込書(区分ごとに所属内順位の記入をお願いします。)

③団体参加申込書(団体に参加する場合のみ提出)

★電子メール(e-mail)による提出

Excelの参加申込書に必要事項を入力して、Excelファイルのまま電子メールに添付して、送信すること。(他のファイル形式では受け付けません)

*ファイル提出先 事業部 車

contact-dj@kuruma-ds.com

☆ 申込された団体・個人には、申込受信後に受け取り確認メールを返信致します。もし、受け取り確認メールが4月1日(水)までに届かない場合は、協会事業部（044-911-9170）まで御連絡下さい。
(担当：車)

11. 申込締切り 3月28日(土)までにメール申し込み、入金ともに必着のこと。

12. 表彰 個人試合：1位・2位・3位（2名）
団体試合：1位・2位・3位（2チーム）

13. Jr 強化選手の指定

今大会で、小学4・5・6年生（男女）のトーナメント戦で3位以上の者を川崎市 Jr 強化選手に指定しワッペンを授与する。

14. 備考

- ①出場選手は、ゼッケン（名字・所属）を必ず付けること。
- ②選手変更は団体試合のみ試合開始前に主催者に申し出ること。
- ③昇段推薦中の選手は現在の段級位に出場すること。
- ④礼法、服装については特に注意すること。
- ⑤本大会勝成績は昇段審査の参考成績とする。
- ⑥大会参加団体は必ず係員を1名以上派遣して下さい。
- ⑦大会終了後アリーナにて、大会役員・審判員の反省会を行う。（飲食は伴いません。）
- ⑧大会役員・係員は交通費・昼食を支給します。
- ⑨全柔連審判ライセンス保持者のみ、審判可能とする。
- ⑩プログラムは、川崎市柔道協会 HP より(4/26以降)ダウンロードしてください。
- ⑪各所属責任者の方は、正面受付にて受付を行ってください。領収書をお渡しいたします。

※ 試合中の不慮の負傷及び疾病については、応急処置はしますが、それ以上の責任は負いません。

川崎市市制 102 周年記念 市民総合スポーツ柔道大会 審判規定

- 1 国際柔道連盟試合審判規定及び国内における「少年大会特別規定」で行い、本大会申合せ事項を適用する。
 - * スコアは「一本」「技あり」「有効」とする。
 - * 技あり「二本」で合わせて「一本」とする。「有効」の累積は、「技あり」に加算されない。
 - * 抑え込み 「一本」20秒 「技あり」10秒 「有効」5秒とする。
 - * 「指導3」で「反則負け」とする。
 - * 「反則負け」を除き「指導」より「有効」を優先する。
 - * 試合時間は3分間とする。(ロスタイムを取らない)

- 2 個人戦の勝敗の決定の基準
 - * 「一本」「技あり」「有効」「僅差」とする。「僅差」とは、双方のスコアが同等で、「指導」2-0、2-1の場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - * 指導0-0、1-0、1-1、2-2であれば、旗判定で勝敗を決定する。(GSは行わない)

- 3 団体戦の勝敗の決定の基準
 - * 「一本」「技あり」「有効」「僅差」とする。「僅差」とは、双方のスコアが同等で、「指導」2-0、2-1の場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 - * スコアが同等で、指導0-0、1-0、1-1、2-2の場合は、「引き分け」とする。

- 4 団体戦の代表戦の方法、および勝敗の決定の基準
 - * 勝ち数及び内容が同等の場合は、代表戦によって勝敗を決定する。
 - * 代表選は、引き分けの対戦選手同士が行う。引き分けが複数ある場合は、主催者が抽選で決定する。
 - * スコアが同等で、指導0-0、1-0、1-1、2-2の場合は、旗判定により勝敗を決する。

- 5 「一本」の定義
 - ① スピード ②力強さ ③背中が着く ④コントロールしている 4つが評価基準となる。

- 6 「技あり」の定義
 - ・ 従来とおり「一本」の4つの評価基準の内、1つを満たしていない場合に「技あり」が与えられる。
 - ・ 最初の着地から2回目の着地まで中断があるものは「技あり」が与えられる。
 - ※2ランディング（1アクションではなく2アクションでの着地、側面の着地から背中への着地、尻餅から背中の着地等）
 - ・ 体側面が着地し背中側に肩のラインが90度を超えて倒れた場合も「技あり」が与えられる

- 7 「有効」の定義
 - ・ 尻餅（上半身が背中側に90度以上傾く）
 - ※両肘/両手/片肘と片手が着いた場合は「指導」なし
 - ・ 背中上部の着地
 - ・ 肘の着地（背中側に90度以上傾く）
 - ※脇が空いていてもスコアとなる・体側面の着地（背中側に90度あるいは若干うつ伏せ）

補足説明

体側面から着地した際に、畳に対して肩のラインが90度は「有効」であり、それを超えて背中側に倒れていれば「技あり」となる。

そして、やや90度には満たない場合も、体側面が畳についている場合も「有効」となる。

但し、肩のラインは90度近くあっても、お腹から落ちたり、両膝から着地する（特に、身体の柔らかい選手は、肩は90度弱でも、下半身はうつ伏せに近い状態）場合は、「ノースコア」となる。

【JF テクニカルセミナーにおいて、審判理事から「有効」だけに限らず投技の評価は、着地面だけでは無く、スピード、力強さ、技のキレをトータルで判断すべきことが、求められた。

8 「ノースコア」の定義 ※肩のラインが90度弱でも

- ・両膝が着いている状態
- ・腹ばいの状態
- ・腰の前側がついている状態
- ・尻餅で上半身が胸腹側に倒れている状態

9 ベアハグ

- ・袖及び襟を掴んでいない状態から、直ちにベアハグを施すことは認められるが、手と腕で輪を作ってベアハグを施した場合は「指導」が与えられる。

10 ダイビング（通称） ※真正面・真後に飛び込む

- ・従来通り内股、袖釣込腰等で真正面に飛び込む、あるいは肩車等で相手を担ぎ上げて真後ろに飛び込む行為は、ダイビング（通称）として「反則負け」が与えられる。
- ・ダイビング（通称）は、頭部と両肩が着地した場合とし、頭部と片方の肩が着いた場合はダイビング（通称）としない。

11 帯から下への攻撃・防御

- ・帯から下への攻撃・防御については、内股上部（両脚の付け根の水平のライン）までのレベルであれば掴む（握る）ことが認められる
- ・内股上部より下に腕（肘）や手で脚を引っ掛けたり、脚を抱えたり、下履きを掴んだり、触れる行為は禁止され、「指導」が与えられる
- ・上衣や内股上部までの組手がネガティブ（ディフェンスやブロッキング）なものであった場合は「指導」が与えられる。

12 立ち姿勢における関節技

- ・従来通り、肘関節を固定し、相手の逃げ場を無くして、一気に体を捨てる危険行為には「反則負け」が与えられる。
- ・但し、相手に逃げる余地がある場合は、「指導」が与えられる。

13 組み方

- ・立ち姿勢において、相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取ることを認めるが、下履きの裾に指を入れて組手を取ると「指導」が与えられる
- ~~・寝姿勢において、相手の袖・下履きの裾の中に指を入れることは認められる。~~

14 偽装攻撃 ※下記の場合は、偽装攻撃として「指導」が与えられる。

- ・取が投げる意思がない場合・取が組手を持たずに攻撃する、またはすぐに組手を放す場合
- ・取が単発の偽装攻撃や、相手のバランスを崩さない状態で繰り返し攻撃を行う場合
- ・取が脚を受けの両脚の間に入れて、攻撃の可能性を妨ぐ場合
- ・取が現実的に投げる可能性がない場合

※いわゆるパッドアタックを繰り返したことに対して、相手側に消極的として「指導」を与えないように留意する。

15 場外「指導」と押し出し「指導」

- ・立ち姿勢、寝姿勢において、故意によらず試合場から出た場合は「待て」、故意の場合は「指導」が与えられる。
- ・どちらかが、片脚だけでも場内にいて、投技が施されれば、両者が完全に場外に出ても技の継続が認められ、技が決まればスコアが認められる。
- ・場外にいる側が、返し技を施しても技の効果は認められる。

16 標準的でない組手

- ・標準的な組手（釣手、引手を持つ）の場合、攻撃をするまでに30秒が与えられる。
- ・標準的ではない組手（クロスグリップ等）はポジティブな状態であれば継続とする。
- ・標準的ではない組手でも、従来より長めにみること。

17 「抑え込み」の定義

- ・「抑え込み」が宣告される為には、講道館の技名称にある抑込技で、相手に覆い被さり圧力を掛け、制していることが必要である。
- ・相手の側方から、相手の胴体を脚で挟む等して、コントロールして、たとえ相手が動けなくても、それは「抑え込み」ではない
- ・今までは、抑込技の名称が付かないような浅い形で相手をコントロールしている状態で、早い「抑え込み」の宣告をする場面があったが、今後はしっかりと抑え込みの形（抑込技の名称が付く形）になってから「抑え込み」の宣告をする。
- ・寝技における積極的な攻撃は考慮される

18 本大会申合せ事項

- ・次の技術は、今回の審判規定改正により、シニア、ジュニア大会では認められることとなったが、「待て、指導」とする。

①逆背負投（通称）

②ユージングザヘッド（通称）※頭部を使っての投技

③ヘッドディフェンス（通称）※頭部を使っての防御

④立ち姿勢において、相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取ること。

⑤寝姿勢において、相手の袖・下履きの裾の中に指を入れること。

19 国内における「少年大会特別規程」

- *国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行なうものとする。

* 第 17 条 (抑え込み)

附則として次を加える。

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

* 第 18 条 禁止事項と罰則

指導 (軽微な違反)

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的 (1, 2 秒程度) に握ることを認める。
(注) 中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
7. 「逆背負投」(通称) の様な技を施すこと。
8. 両袖を持って投げ技を施すこと。
9. 立ち姿勢において、相手の上衣の袖の中に指を入れて組手を取ること、下履きの裾に指を入れて組手を取ること。寝姿勢において、相手の袖・下履きの裾の中に指を入れること。

反則負け (重大な違反)

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。

* (附則)

指導 (軽微な違反)

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側 (うなじあたり) の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等 (内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等) をかけることは、[瞬間的 (1, 2 秒程度)] の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. [両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。] 関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。
 - ②故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。
4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係
「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技

をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

7. [「逆背負投」(通称) の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. [両袖を持って投げ技を施すこと。] 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。